

共和国法第10963号

税制改革法 (*TRAIN-Tax Reform for Acceleration and Inclusion*) – Package 1

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領の署名により税制改革法（共和国法第10963号、TRAIN）が成立しました。税制改革法（第一弾）には、個人所得税、個人及び法人のパッシブ所得、相続税、贈与税、付加価値税（VAT）、物品税、印紙税（DST）等に関して1997年内国歳入法（Tax Code）の条項の改正が含まれています。本資料は税制改革法（TRAIN）と1997年内国歳入法（旧法）の規定を比較したものです。

共和国法第10963号は、官報に掲載された後（2017年12月27日に掲載）、2018年1月1日に発効しています。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
内国歳入庁長官に与えられた権限	<p>情報収集、喚問、調査、証言を取る権限</p> <p>Sec. 5 (B) BIR 長官は、内国歳入庁の税務調査の対象となる者以外の者、国や地方公共団体、政府機関及び財団またはその職員から情報を入手する権限を持つ</p>	<p>追加の規定: 協同組合開発庁による内国歳入庁 (BIR) 及び財務省 (DOF) への税インセンティブレポートの提出。報告書には、所得税、付加価値税 (VAT)、その他の税制優遇措置についての情報が含まれていなければならない。インセンティブレポートは、Tax Incentives Management and Transparency Act (TIMTA—税務インセンティブの管理と透明性に係る法) の下で作成されたデータベースに含まれる</p>
税申告の調査、納税額の決定	<p>Sec. 6 (A) BIR 長官または正式に権限を与えられたその代理人は、納税者の調査と、申告後の正確な税額の評価を承認することが出来る</p>	<p>BIR 長官または正式に権限を与えられたその代理人は、あらゆる政府機関による事前許可の要否に関わらず、当該権限を有するものとする</p>
不動産価値を定める権限	<p>Sec. 6 (E) BIR 長官は、不動産の公正市場価値を決定する権限を有する</p>	<p>不動産の公正市場価値の決定には、公的及び民間の不動産鑑定士との相談が必要であり、影響を受ける当事者に事前通知することことが要求される。財務長官による規則発行により、3年ごとに地価評価額が自動的に修正される。地価評価額の調整は、公表されない限り有効ではない。評価基準と相談記録は、納税者の照会に利用出来る公的記録でなければならない</p>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

個人所得税規定の修正

個人所得税率

Sec. 24 (A) (2)

給与所得者及び自営業者/プロフェッショナル専門家

Not over P10,000	5%
Over 10,000 but not over 30,000	P500 + 10% of the excess over 10,000
Over 30,000 but not over 70,000	2,500 + 15% of the excess over 30,000
Over 70,000 but not over 140,000	8,500 + 20% of the excess over 70,000
Over 140,000 but not over 250,000	22,500 + 25% of the excess over 140,000
Over 250,000 but not over 500,000	50,000 + 30% of the excess over 250,000
Over 500,000	125,000 + 32% of the excess over 500,000

A. 給与所得者

2018年1月1日~

Not over P250,000	0%
Over 250,000 but not over 400,000	20% of the excess over P250,000
Over 400,000 but not over 800,000	30,000 + 25% of the excess over 400,000
Over 800,000 but not over 2,000,000	130,000 + 30% of the excess over 800,000
Over 2,000,000 but not over 8,000,000	490,000 + 32% of the excess over 2,000,000
Over 8,000,000	2,410,000 + 35% of the excess over 8,000,000

2023年1月1日~

Not over P250,000	0%
Over 250,000 but not over 400,000	15% of the excess over P250,000
Over 400,000 but not over 800,000	22,500 + 20% of the excess over 400,000
Over 800,000 but not over 2,000,000	102,500 + 25% of the excess over 800,000
Over 2,000,000 but not over 8,000,000	402,500 + 30% of the excess over 2,000,000
Over 8,000,000	2,202,500 + 35% of the excess over 8,000,000

B. 自営業者/プロフェッショナル専門家

総売上高・受取額及びその他の営業外収益が VAT の基準額

(P3,000,000) を超えない場合、納税者は、以下の課税方法から選択出来る

- P250,000 を超える総売上高・受取額及びその他の営業外収益の 8%。または

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

- A の所得税率テーブルの適用

C. 給与所得と事業所得の双方を得ている混合所得者は、以下のよう
に課税されるものとする

給与所得 – 所得税率テーブルの適用

事業所得、プロフェッショナル職における所得 –

- VAT 基準額を超過した場合 – 所得税率テーブルの適用
- VAT 基準額を下回る場合 – P250,000 を超える総売上高・受
取額及びその他の営業外収益の 8%。または所得税率テー
ブルの適用

<p>パッシブ所得 (利息、ロイヤ ルティ、賞品及 びその他の懸賞 金 (フィリピン 国民、居住外国 人))</p>	<p>Sec. 24 (B) (1) フィリピン慈善宝くじ事務局 ("PCSO") の懸賞金 とロト賞金は 20% の最終税から免除される</p> <p>拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5% の最終税の対象となる</p>	<p>P10,000 を超える PCSO とロト賞金は、20% の最終税の対象となる</p> <p>拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15% の最 最終税の対象となる</p>
<p>非上場株式の売 却によるキャピ タルゲイン (フ ィリピン国民、 居住外国人)</p>	<p>Sec. 24 (C) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、そ の他処分に関して、譲渡益の最初の P100,000 まで 5% のキャピタ ルゲイン税、P100,000 を超える部分に関しては 10% のキャピタル ゲイン税が課せられる</p>	<p>非上場株式の売却、交換、その他処分に関して、キャピタルゲイン税 15% の税率が適用される</p>
<p>特定の雇用者に よって雇用され る外国人及び要 件を満たすフィ リピン人</p>	<p>Sec. 25 (C), (D), (E) 以下の雇用者に雇用されている外国人、及び要 件を満たすフィリピン人は所得税 15% の最終源泉税が適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多国籍企業の地域本部 (RHQ)、地域事業本部 (ROHQ) • オフショア銀行 (OBU) • 石油サービス請負業者及び下請け業者 	<p>2018 年 1 月 1 日以降に、SEC (証券取引委員会) に登録された RHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者及び下請け業者の従業員 には、優遇税制を適用しない</p> <p>2017 年 12 月 31 日現在の既存の RHQ、ROHQ、OBU、石油サー 務請負業者及び下請け業者の現在及び将来の要件を満たす従業員は、優 遇税制を享受する [大統領による拒否権の行使]</p>

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
法人所得税条項の修正		
政府が所有または管轄する法人、機関、仲介者	Sec. 27 (C) GSIS（公務員保険機構）、SSS（社会保障機構）、PhilHealth（フィリピン健康保険公社）、地方の水道区及び PCSO（フィリピン慈善宝くじ事務局）は、法人所得税を免除される	PCSO の法人所得税免除を廃止
パッシング所得（預金及び預金代替物からの受取利息またはその他の金銭的利益）	Sec. 27 (D) (1) 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終税の対象となる	拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終税の対象となる
非上場株式の売却によるキャピタルゲイン（フィリピン内国法人）	Sec. 27 (D) (2) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初の P100,000 まで 5%のキャピタルゲイン税、P100,000 を超えた部分に関しては 10%のキャピタルゲイン税が課せられる	証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律 15%のキャピタルゲイン税が適用される
控除項目に関する規定の修正		
13ヶ月賞与及びその他給付金の控除	Sec. 32 (B) (7) (e) 13ヶ月賞与及びその他の給付金について P82,000 を超えない範囲で、総所得の計算から除外する 大統領は、消費者物価指数を使用して、3年ごとに所得税免除額を調整することが出来る	13ヶ月賞与及びその他の給付金の総所得不算入額を P90,000 に増額 大統領による金額調整条項を削除
平社員以外に対する付加給付税 (FBT)	Sec. 33 (A) 平社員以外に付与されたFRINGE BENEFITは、最終税率が 32%になる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を 68%で除することにより決定される	2018年1月1日より、平社員以外に付与されたFRINGE BENEFITは、最終税率が 35%となる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を 65%で除することにより決定される
選択的標準控除 (“OSD”)	Sec. 34 (L) 非居住外国人以外を除き、総所得からの個別控除に代わって、総売上/総受取の 40%を超えない額での標準控除を選択することが出来る	一般的なプロフェッショナルパートナーシップ (General Professional Partnership—GPP) の場合、OSD は、GPP またはそのパートナーシップを構成するパートナーのいずれかによって 1回のみ使用出来る
健康・医療保険の掛金の総所得からの控除	Sec. 34 (M) 世帯の課税対象年度の総所得が P250,000 を超えないことを条件として、個人の健康保険及び/または医療保険について、年額 P2,400 または月額 P200 の保険料を控除することが可能	廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
-----------------	--	-----------------

追加の控除について	Secs. 35 and 79 (D) <ul style="list-style-type: none"> • P50,000 人的基礎控除 • P25,000 扶養控除（一定の要件を満たす扶養家族一人当たり（4人まで）） • 非居住外国人に認められる基礎控除 	廃止
相続、信託財産に関する控除	Sec. 62 P20,000 を相続または信託の所得から控除することが出来る	廃止
源泉徴収所得税 – 夫妻	Sec. 79 (F) 夫が世帯主であり、被扶養者に関する追加控除の正当な請求者であるものとみなす 妻の賃金からは、源泉徴収表のゼロ控除に従った税を源泉徴収する	廃止

申告及び納付

個人の申告納税	Sec. 51 (A) (2) (a) 総所得が人的基礎控除、扶養控除の免除の総額を超えない個人は、所得税の確定申告を提出する必要はない	給与所得者の課税所得が P250,000 を超えない個人は、確定申告書（Income Tax Return – ITR）を提出する必要はない 追加の規定： ITR は、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大 4 ページで構成される <ul style="list-style-type: none"> • 個人のプロフィール情報 • サービス提供の対価、事業活動の遂行、或いは専門業務の実施から生じる総売上/総受取/総所得（但し、税法で定める最終税の対象となる所得を除く） • 税法で認められる控除 • 税法に基づく課税所得 • 要納付所得税額 Sec. 51-A 単一の雇用者から給与所得のみを受け取った個人で、当該給与所得に係る税金が正しく源泉徴収されていれば、年度の確定申告書を提出する必要はない 雇用者によって提出され、BIR によって受領された源泉徴収票は、従業員の所得税申告書の代替と認められる（みなし申告）
---------	---	---

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

法人の申告納税	<p>Sec. 52 (A) 申告書は、社長、副社長またはその他の主要役職者により提出され、当該役職者及び財務役または財務役補による宣誓書が付されていないなければならない</p>	<p>法人所得税申告書は、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大 4 ページで構成される</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業のプロフィール情報 ● サービス提供の対価、事業活動の遂行から生じる総売上/総受取/総所得（但し、税法で定める最終税の対象となる所得を除く） ● 税法で認められる控除 ● 税法に基づく課税所得 ● 要納付法人所得税額
個人及び法人の所得税の納付及び査定	<p>Sec. 56 (A) (2) 納付すべき税金が P2,000 を超えている場合、法人以外の納税者は、2 回の均等払いで税金を納付することが出来る。初回の納付は、申告書が提出された時点で、暦年末後の 7 月 15 日以前に 2 回目の納付を行う</p>	<p>上記の規定は、TIMTA の実施に影響を与えてはならない 2 回目の支払は、暦年末後の 10 月 15 日またはそれ以前</p>
控除可能源泉所得税	<p>Sec. 57 (B) 財務長官は、支払法人/個人に対し、フィリピンに居住している自然人または法人に対する支払所得項目に対して、1%以上 32%以下の税率で税の源泉徴収を要求することが出来る</p>	<p>2019 年 1 月 1 日より源泉徴収の税率は、支払所得項目の 1%以上 15%以下でなければならない</p>
源泉徴収税の申告及び納付	<p>Sec. 58 各四半期末から 25 日以内に最終源泉徴収税の申告納付が行われる</p> <p>源泉徴収が行われた四半期の翌月の最終日までに控除可能な源泉徴収税の申告納付が行われるものとする</p> <p>BIR 長官は、政府の利益保護上必要な場合に、財務長官の承認のもと、源泉徴収義務者に対し、控除または徴収した税をより頻繁に納付または供託することを要求することが出来る</p>	<p>源泉徴収税が行われた四半期の翌月の最終日までに、最終源泉及び控除源泉税の申告書が提出され、支払が行われる</p> <p>BIR 長官に、より頻繁な源泉税納付の要求を認める規定は廃止</p>
個人の所得税申告	<p>Sec. 74 (A) 所得税の対象となる個人で、自営業による所得も受け取っている者は、現課税年度の概算所得を 4 月 15 日までに申告しなければならない</p>	<p>概算所得税申告書の提出は、5 月 15 日以前に行うものとする</p>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

概算所得税の申告及び納付

Sec. 74 (B) 概算所得税額は、4分割払いで支払われ、4回目の分割払いは、翌暦年の4月15日またはそれ以前に納付しなければならない

4回目の税額の支払いは、翌暦年の5月15日以前に行われるものとする

相続税規定の修正

相続税率

Sec. 84 相続税率テーブル

相続税率は一律 6%

Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over
	P200,000	Exempt		
P200,000	500,000	0	5%	P200,000
500,000	2,000,000	P15,000	8%	500,000
2,000,000	5,000,000	135,000	11%	2,000,000
5,000,000	10,000,000	456,000	15%	5,000,000
10,000,000	And Over	1,215,000	20%	10,000,000

控除

Sec. 86 (A) フィリピン国民または居住者には、以下の控除が認められる

- 経費、損失、借金、税金（その他、P200,000を超えない葬儀費用、司法経費）
- P1,000,000を超えない住宅
- P1,000,000の基礎控除
- P500,000を超えない医療費
- 葬儀費用、司法経費、医療費の控除を廃止
- 住宅の控除金額をP10,000,000に増額
- 基礎控除をP5,000,000に増額

Sec. 86 (B) フィリピン国民ではない非居住者には、以下の控除が認められる

- 経費、損失、借金、税金（その他、P200,000を超えない葬儀費用、司法経費）
- 過去に課税された財産
- 一般利用のための譲渡
- 経費、損失、借金、税金の控除を廃止
- 基礎控除はP500,000
- 遺産に対する債権、破産者に対する請求、未払いの抵当権は、遺産からの控除として請求出来る

Sec. 86 (D) フィリピン国民以外の非居住者である個人は、フィリピン国外にある非居住者の財産の総額を申告しない限り、いかなる控除も請求することができない

廃止

死亡の通知

Sec. 89 総遺産額がP20,000を超える場合は死亡通知の提出が必要

廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

相続税申告	<p>Sec. 90 (A) (1) 当該遺産が登録または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、すべての移転、または P200,000 を超えるものは、相続税申告を提出する</p> <p>(A) (3) 総額が P2,000,000 を超える相続税申告書は、公認会計士 (CPA) による証明を受けなければならない</p>	<p>相続税の対象となるすべての移転は、当該遺産が登記または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、相続産税申告書を提出する</p> <p>総額が P5,000,000 を超える相続税申告書は、公認会計士 (CPA) による証明を受けなければならない</p>				
	<p>Sec. 90 (B) 相続税申告書は、被相続人の死亡から 6 ヶ月以内に提出しなければならない</p>	<p>相続税申告書は、被相続人の死亡から 1 年以内に提出しなければならない</p>				
相続税の納付	<p>Sec. 91 相続税の納付</p>	<p>追加の規定: 十分な現金を有しない場合は、法定申告期限からペナルティなく、2 年以内に分割して相続税を納付することが出来る</p>				
株式、債券、または権利の移転に先立つ税金支払	<p>Sec. 97 銀行は、税金が既に支払われていることを BIR 長官が証明しない限り、被相続人の銀行口座からの引き出しを認めてはならない</p> <p>遺産の管理者または相続人のいずれかが BIR 長官の承認を得た場合、相続税が支払われたことを長官が証明しなくても P20,000 を超えない額を引き出すことが出来る</p>	<p>口座保有者の死亡を知っている銀行は、被相続者の預金口座から 6% の最終源泉徴収を行わなければならない</p>				
贈与税規定の修正						
贈与税率	<p>Sec. 99 (A) and (B) 贈与税率は以下の通り</p> <p>a. 親族 – 贈与のネット金額に対して</p>	<p>受益者が親族であるか、第三者であるかにかかわらず、暦年に行われた贈与 P250,000 を超える贈与総額に対し、贈与税率は一律 6%</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="310 1364 462 1421">Over</td> <td data-bbox="462 1364 630 1421">But Not Over</td> <td data-bbox="630 1364 777 1421">The Tax Shall be</td> <td data-bbox="777 1364 882 1421">Plus</td> <td data-bbox="882 1364 1123 1421">Of the Excess Over</td> </tr> </table>	Over	But Not Over	The Tax Shall be	Plus	Of the Excess Over	
Over	But Not Over	The Tax Shall be	Plus	Of the Excess Over		

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

	P100,000	Exempt		
P100,000	200,000	0	2%	P100,000
200,000	500,000	2,000	4%	200,000
500,000	1,000,000	14,000	6%	500,000
1,000,000	3,000,000	44,000	8%	1,000,000
3,000,000	5,000,000	204,000	10%	3,000,000
5,000,000	10,000,000	404,000	12%	5,000,000
10,000,000		1,004,000	15%	10,000,000

b. 第三者 – 贈与のネット金額に対して 30%

十分な対価のない
移転

Sec. 100 公正市場価値が財産移転の対価の額を超える金額は、贈与とみなされる

追加の規定:

通常の事業活動の過程（真実の取引、アームズレングス原則、寄付の意図なし）で行われた販売、交換、またはその他の移転は、適切かつ十分な対価でなされたものとみなす

特定の贈答品の
免除

Sec. 101 (A) 結婚のために行われた寄付金や贈り物で P10,000 を超えない額は、贈与税が免除される

廃止

VAT 課税範囲の拡大

物品の VAT ゼ
ロレート取引

Sec. 106 (A) (2) VAT ゼロレートの物品取引

a) 以下を含む輸出取引

1. フィリピンから外国への物品の販売と実際の出荷
2. 非居住者たる輸入業者に対する売上で、その物品が物品の製造、加工、包装のために使用するため、フィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの
3. 輸出販売が年間総生産の 70% を超える輸出企業への原材料または梱包材の販売
4. 中央銀行（BSP）への金の販売
5. 「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上
6. 国際海運または国際航空運送業務に従事する者への商品、供給品、機器及び燃料の販売

b) 外貨建て販売

c) 特別法または国際協定に従ってそれらのものに対する売上が零税率の対象とされているもの

- ~~特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業への物品販売、共和国法第 9593 号に基づく観光インフラ企業誘致区庁（TIEZA）である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする【大統領による拒否権行使】~~
- 中央銀行への金の販売は、輸出取引から VAT 免税取引へ分類
- Item 6 は、物品、供給品、機器及び燃料を国際海運及び航空輸送業務に使用することを条件として、輸出販売とする
- 納税者の VAT 還付申請時から 90 日以内に還付を行える効果的な VAT 還付システムを BIR が構築でき、且つ 2017 年 12 月 31 日時点でペンディングとなっている VAT 還付申請が、2019 年 12 月 31 日までに完全に現金で還付された段階で、Items 2, 3, and 5 を輸出売上とはみなさない

外貨建て販売は VAT ゼロレート取引から除外

サービス売上の

Sec. 108 (A) サービス売上の範囲

発電会社による電力販売、配電業者等による送電、（電気協同組合を

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

サービス売上の
VAT ゼロレート
取引

Sec. 108 (B) VAT ゼロレートのサービス売上取引

1. 国際海運、国際航空業者に従事する者に対するサービス
2. フィリピンから外国への旅客及び貨物の輸送（航空または海上）
3. 年間総売上の 70%以上を輸出している企業のためにする物品の加工、変換、製造に従事する元請または下請け業者の行うサービス提供
4. フィリピン外で事業を行っている業者のための、その後輸出される商品の加工、製造または再梱包で、外貨で支払を受け、BSP のルールに従っているもの

- Item 1 は、これらのサービスが専ら国際海運及び国際航空輸送業務のためである場合に、VAT ゼロレートとして認められる
- フィリピンから外国への旅客及び貨物の輸送に関するゼロレートは、国内航空または船舶にのみ適用
- ~~特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業へのサービス提供、共和国法第 9593 号に基づく観光インフラ企業誘致区序 (TIEZA) である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする~~ **【大統領による拒否権行使】**
- 納税者の VAT 還付申請時から 90 日以内に還付を行える効果的な VAT 還付システムを BIR が構築でき、且つ 2017 年 12 月 31 日時点でペンディングとなっている VAT 還付申請が、2019 年 12 月 31 日までに完全に現金で還付された段階で、Items 3, 4 を輸出売上とはみなさない

VAT 免税取引

Sec. 109 (1) VAT 免税取引

1. プロフェッショナル専門職がフィリピン国内に持ち込む機材等で、本人の入国の 90 日前後に国内持ち込まれたもの
2. 低コスト住宅用に使用される不動産の売却、及び PHP1,500,000 (RR No.16-2011 で PHP1,919,500 に調整) 以下の住宅用土地または PHP2,500,000 (RR No.16-2011 で PHP3,199,200 に調整) 以下の居住用の家屋
3. 月額家賃 PHP10,000 (RR No.16-2011 で PHP12,800 に調整) 以下の居住用ユニットの賃貸
4. 国際海運、国際空輸事業を行う者による燃料、物品等の輸入
5. その他の取引で、年間売上高が PHP1,500,000 未満 (RR No.16-2011 で PHP1,919,500 に調整) の者が行う取引

- プロフェッショナル機材に関する免税の拡大（それらが海外に住むフィリピン人、その家族等に帰属する場合でも対象）
- 2021 年 1 月 1 日から、VAT 免除は、主に顧客に販売目的、リース目的の不動産の売却には適用されず、社会化住宅用に売却された不動産の売却、ロット及びその他の居住用住宅の免税取引の上限は P2,000,000 に縮小される
- item 3 に関して、P10,000 の上限は P15,000 とし、今後はフィリピン統計局によって公表された CPI を使用して調整しない
- 燃料、物品及び物資の輸入の VAT 免除は、国際海運又は国際航空輸送業務に使用される場合のみ適用される
- item 5 に関して、VAT 免税上限を P3,000,000 に増額
- 高齢者及び障害者への物品やサービスの販売またはリースに関して免税

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

- 税法 40 (C) (2) に基づく財産の譲渡の免除を追加
- 会費、その他、ホームオーナーズアソシエーション、コンドミニアムコーポレーションが徴収する料金の免税
- 中央銀行への金の販売は VAT 免税取引に分類
- 2019 年 1 月 1 日より、糖尿病、高コレステロール及び高血圧症に処方された薬物及び医薬品の販売は、VAT 免税取引に含まれる

控除可能 インプット VAT Sec. 110 (A) (2)(b)

減価償却控除が認められている事業に使用するために購入または輸入された資本財に対する Input VAT は、VAT を除く取得費用の総額が P1,000,000 を超える場合、取得月とその後の 59 ヶ月にわたって均等に配分することが出来る

Input VAT の償却は、2021 年 12 月 31 日までは認められる。但し、その時点で購入または輸入された資本財に未使用の Input VAT を有する納税者は、それが完全に使用されるまでは償却を継続できる。

Input VAT 還付が行われる期間

Sec. 112 (C) BIR 長官は、納税者が申請書類を提出した日から 120 日以内に、控除可能な税金の現金還付または税額控除証明書の発行を行わなければならない

BIR 長官は、納税者が還付申請をサポートする領収書または請求書及びその他の書類を提出した日から 90 日以内に、税金の払い戻しを行うものとする

税還付請求の全部または一部の否認、または BIR 長官が上に規定された期間内に申請に応じることができなかった場合、納税者は、請求の否認後または 120 日経過後、税務裁判所 (CTA) に提訴することが出来る

還付請求を否認する場合、BIR 長官は、否認する法的及び事実上の根拠を書面で述べなければならない

還付請求の全部または一部否認の場合、納税者は、請求を否認する決定を受けてから 30 日以内に、CTA に提訴することが出来る

BIR の職員、従業員が 90 日間の期間内に申請に応じることができなかった場合、ペナルティが科される

VAT 申告及び納付

Sec. 114 (A) VAT 納付義務を有する全ての者は、各課税対象四半期の終了後 25 日以内に、VAT 申告書を提出する

2023 年 1 月 1 日より、VAT の申告と納付は、課税対象となる各四半期の終了後 25 日以内に行う

加えて、VAT 登録者は毎月 VAT を納付するものとする

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963		
VAT 源泉徴収	<p>Sec. 114 (C) 政府、政府機関は、商品及びサービスの購入を支払う前に、その総支払額の 5%の税率で VAT を差し引いて源泉徴収しなければならない</p> <p>非居住者であるオーナーに対する賃借料の支払い、不動産または財産権の使用料の支払いについては、支払い時に 12%の源泉徴収の対象となる</p>	<p>2021年1月1日より、VAT 源泉徴収制度は最終税から控除可能なものに移行する。ODA 案件に基づく商品やサービスの購入のための支払いは、VAT 源泉徴収税の対象とならない</p>		
VAT 免税者に関する税				
パーセンテージ税	<p>Sec. 116 売上が VAT から免除され、VAT 登録者でない者は、四半期売上高または四半期受取の総額の 3%に相当する税金を支払うものとする</p>	<p>2019年1月1日より、自営業者及び年間売上・収入が P500,000 を超えないプロフェッショナル専門職は 3%のパーセンテージ税を免除される[大統領による拒否権行使]</p>		
現地証券取引所に上場され取引されている株式 (IPO 含む) の処分	<p>Sec. 127 (A) ディーラーによる証券売却以外で、現地証券取引所に上場され、取引されている株式の売買、交換、または処分を行う場合には、売却価格または株式の価値の 1%の 1/2 が徴収される</p>	<p>税率を 1%の 6/10 とする</p>		
パーセンテージ税の申告と納付	<p>Sec. 128 BIR 長官は、その他のパーセンテージ税の納税前払いスキームを含む、申告の時期と納付の方法及び時期を規定することが出来る</p>	<p>廃止</p>		
物品税				
物品税の課税	<p>Sec. 129 物品税は、国内販売、消費、その他処分のためにフィリピン国内で製造、生産された物品、及び輸入品に適用される</p>	<p>物品税は、フィリピン国内で行われるサービスにも適用される</p>		
たばこ	<p>Sec. 145 (B),(C) 手作業で梱包したたばこの物品税は以下のスケジュールに基づく</p>	<p>たばこ（手作業、機械梱包）の物品税は以下のスケジュールに基づく</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="485 1386 779 1419">Effective 1 Jan. 2013</td> <td data-bbox="779 1386 957 1419">P12/pack</td> </tr> </table>		Effective 1 Jan. 2013	P12/pack	
Effective 1 Jan. 2013	P12/pack			

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

1 Jan. 2014	15/pack
1 Jan. 2015	18/pack
1 Jan. 2016	21/pack
1 Jan. 2017	30/pack

Effective 1 Jan. 2018	P32.50/pack
1 Jul. 2018	35/pack
1 Jan. 2020	37.50/pack
1 Jan. 2022	40/pack

機械で梱包されたたばこの物品税は以下のスケジュールに基づく

税率は 2024 年 1 月 1 日より、財務長官の規定する歳入規則によって、年間 4%引き上げる

Effective	Net retail price	
	P11.50 and below	More than P12.00
1 Jan. 2013	P12.00/pack	P25.00/pack
1 Jan. 2014	P17.00/pack	P27.00/pack
1 Jan. 2015	P21.00/pack	P28.00/pack
1 Jan. 2016	P25.00/pack	P29.00/pack
1 Jan. 2017	P30.00/pack	P30.00/pack

石油製品

Sec. 148 以下の項目に関する物品

Manufactured Oils and Other Fuels	Excise tax rates
Lubricating oils and greases	P4.50 per liter/kg
Processed gas	0.05 per liter
Waxes and petrolatum	3.50 per kg
Denatured alcohol	0.05 per liter
Naphtha, regular gasoline and other similar products of distillation	4.35 per liter
Leaded premium gasoline	5.35 per liter
Aviation turbo jet fuel	3.67 per liter
Kerosene	0.00 per liter
Diesel fuel oil	0.00 per liter
Liquefied Petroleum Gas	0.00 per liter
Asphalt	0.56 per kg

Manufactured Oils and Other Fuels	Effective		
	01/01/18	01/01/19	01/01/20
Lubricating oils (per liter) and greases (per kg)	P8.00	P9.00	P10.00
Processed gas (per liter)	8.00	9.00	10.00
Waxes and petrolatum (per kg)	8.00	9.00	10.00
Denatured alcohol (per liter)	8.00	9.00	10.00
Naphtha, regular gasoline, PYROLYSIS GASOLINE and other similar products of distillation and (per liter)	7.00	9.00	10.00
UNLEADED premium gasoline (per liter)	7.00	9.00	10.00

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars		National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963			
Bunker fuel oil		0.00 per liter				
			Aviation turbo jet fuel , AVIATION GAS (per liter)	4.00	4.00	4.00
			Kerosene (per liter)	3.00	4.00	5.00
			Diesel fuel oil (per liter)	2.50	4.50	6.00
			Liquefied Petroleum Gas (per kg)	1.00	2.00	3.00
			Asphalt (per kg)	8.00	9.00	10.00
			Bunker fuel oil (per liter)	2.50	4.50	6.00
			Petroleum coke (per metric ton)	2.50	4.50	6.00

2018年から2020年の石油製品の増税スケジュールは、予定される増税前の3ヶ月間のMOPS (Mean of Platts Singapore) に基づくドバイ原油価格が1バレル80ドル以上に達した場合、増税が凍結される。

以下の項目は物品税を免除する

- 石油化学製品の生産または石油製品の精製、または天然ガス火力コンバインドサイクル発電プラントの代替燃料の原料として使用されるナフサと熱分解ガソリン
- それらが蒸留の製品として分類され、ガソリンの製造にのみ使用されているか否かに関わらず、石油製品の生産
- 石油化学製品の生産の原料として使用される液化石油ガス
- 石油コークスを発電施設の原料として使用する場合

製造又は物品税が課税される物品及びその一部を生産するのに使用される購入したベースストック (バンカー) に支払われた物品税は、そこから生じる物品税に対して控除されるものとする

ナフサ、LPG、石油、コークス、製油所燃料及び蒸留の他の製品を含む石油製品 (石油化学製品の製造、石油製品の製造、または石油製品の代替燃料としての供給原料または天然ガス火力コンバインドサイクル発電プラントの非稼働時に、天然ガスを地元で採掘する代わりに原材料として使用される場合)、財務長官が公布する規則及び規制に従

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

って、1リットルあたり物品税を P~~hp0~~とする。[大統領の拒否権]

ナフサの石油化学製品への加工時に発生する燃料油、ディーゼル燃料、灯油、熱分解ガソリン、液化石油ガス等、そのほか同程度の発電力を有する副産物は、（このような副産物が販売、交換によって地元の製油所のいずれかに移送される場合、もしくは消費税の対象となる最終製品へのさらなる加工または混合を目的とする場合は除き）物品税適用の対象となる。 [大統領による拒否権行使]

燃料のマーキング
グ 既存の規定なし

Sec. 148-A 財務長官は、フィリピンで精製、製造または輸入された石油製品に公式の燃料マーキングまたは同様の技術を使用することを要求し、税金、関税の支払いを受けることができる

自動車

Sec. 149

自動車の物品税は以下の通り

Automobiles		
Over	Up to	Excise tax rate
0	P600,000	2%
600,000	1,100,000	12,000 + 20% in excess of 600,000
1,100,000	2,100,000	112,000+ 40% in excess of 1,100,000
2,100,000		512,000 + 60% in excess of 2,100,000

修正後は以下の通り

	Excise tax rate
Not over P600,000	4%
Over 600,000 to 1,000,000	10%
Over 1,000,000 to 4,000,000	20%
Over 4,000,000	50%

ハイブリッド車は自動車に適用される物品税率の 50%の対象となる。純粋な電気自動車及びピックアップは、自動車の物品税を免除される

ジープは自動車とみなされ、ピックアップはトラックとみなされる（つまり、自動車とみなされない）

財務長官による税カテゴリーは削除

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

財務長官が隔年で定める税カテゴリーは、米ドルに対するフィリピンペソの為替レートの変化にペッグする

必須ではないサービス
(On Non-Essential Services)

既存の規定なし

Sec. 150-A 美容目的のための手術、美容整形から生じる総受取に対して5%の課税を行う

物品税の免除は以下の通り

- 先天的な欠陥または異常、事故または外傷に起因する人身傷害、または疾患、腫瘍、ウイルスまたは感染の変形により生じる奇形を改善するために必要な措置
- 国民健康保険プログラムの対象となるケースまたは治療

加糖飲料

既存の規定なし

Sec. 150-B 以下のスケジュールに基づいて、甘味飲料に容量1リットル当たりの税金を課す

カロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、及びノンカロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、また、上記を混合した甘味料を使用している加糖飲料	P6.00/liter
高果糖コーンシロップのみ、或いは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料、ノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している加糖飲料	12.00/liter
ココナッツシュガーのみ、或いはステビア配糖体のみを使用している加糖飲料	exempt

以下の製品はこの規定の下で、物品税課税対象とはならない

1. 乳製品
2. 100% フルーツジュース
3. 100% 野菜ジュース
4. 食事の代替と医学的に認められた飲料
5. コーヒー、インスタントコーヒー、包装された粉末コーヒー製品

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

鉱物製品

Sec. 151

- 石炭、コークスに関して P10/metric ton の物品税
- すべての非金属鉱物及び採石場資源の総生産量の実際の市場価値の 2%
- 金属鉱物には以下の課税
 - 銅及びその他の金属鉱物 – 1 to 2%;
 - 金、クロマイト – 2%
- 国産石油の 3%

法律または特別法で付与されているインセンティブに関係なく、国産または輸入石炭及びコークスに対する物品税が引き上げられる

Effective 1 Jan. 2018	P50/metric ton
1 Jan. 2019	100/metric ton
1 Jan. 2020	150/metric ton

- 非金属及び金属鉱物に対する物品税 4%
- 国産石油に対する物品税 6%

石油製品及びその他の物品税に関連する規定

生産量及び輸入量を把握する計数及び計量装置の提供

Sec. 155 物品税の対象となるタバコ、アルコール製品、石油製品及びその他の物品の製造業者は、生産された製品の量及び数を可能な限り正確に把握するのに必要な適切な計数または計量装置を提供しなければならない

製造者及び/または輸入者は、生産量及び輸入量を把握するために計数装置または計量装置を提供しなければならない

追加の規定:

- 財務省は、すべての石油製造業者及び/又は輸入者並びにそれらによって製造及び/又は輸入される物品の登録を管理する
- 財務省は、石油製品が製造、輸入、または石油製造業者及び/または輸入業者の保管庫にある場合に、リアルタイムでの在庫表の作成を義務付ける
- 完成石油製品の輸入者は、認定された計量機器を提供しなければならない

課税対象商品の検査における内国歳入庁の権限

Sec. 171 課税商品の検査における内国歳入庁の権限

課税商品の検査における内国歳入庁の権限

追加の規定:

- BIR 長官またはその認定代理人は、国内市場を対象とした燃料の販売、輸送、流通または輸入販売に従事する者の倉庫、貯蔵タンク、ガソリンスタンド及びその他の小売店、その他について、定期的な無作為フィールドテスト及び確認試験を行うことが出来る
- 無作為試験は、税務当局または税関オフィサー、燃料マーキング・プロバイダ、及び試験される燃料の所有者の認可された代理人の存在下で実施されなければならない
- 無作為テストが実施されている場所に割り当てられている従業員が所有者の権限を有する代表者とみなされる
- すべてのフィールドテストは、適切に撮影またはビデオテープで記録され、文書化されなければならない
- 無作為に試験された燃料のサンプルは、税務当局または税関事務

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

所担当者が、マーキングされていない、不純物の混じった、または希釈されていないものを発見したときに、直ちに入手しなければならない

- 燃料試験施設で発行された確認燃料試験証明書は、発行日以降の法的目的で有効であり、裁判において、決定的証拠となる

すべての石油製
品のマーキング

既存の規定なし

財務長官は、フィリピンに精製、製造、または輸入される石油製品に、公式の燃料マーキングまたは同様の技術の使用を要求するものとし、税の支払対象とする

印紙税規定の修正

印紙税

Secs. 174-175, 177-182, 186, 188-195 DST は以下の通り

変更後

Original issuance of shares	P1.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	0.75 on each 200 of the par value; or 25% of the DST paid upon original issuance of no-par shares

Original issuance of shares	P2.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	1.50 on each 200 of the par value; or 50% of the DST paid upon original issuance of no-par shares

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

Certificate of profits or interest in property or accumulations	0.50 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	1.50 on each instrument
Debt Instruments	1.00 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	0.30 on each 200 of the face value
Acceptance of bills of exchange and others	0.30 on each 200 of the face value
Foreign bills of exchange and letters of credit	0.30 on each 200 of the face value
Policies of annuities or other instruments	0.50 on each 200 of premium or installment payment
Pre-need plans	0.20 on each 200 of the premium or contribution collected
Certificates	15.00 per certificate
Warehouse receipts	15.00 per warehouse receipt (valued at 200 or more)
Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games	0.10 on every 1.00 cost of the ticket
Bills of lading or receipts	Exempt if bill/receipts not exceeding 100; 1.00 for bill/receipts not exceeding 1,000; or 10.00 for bill/receipts exceeding 1,000
Proxies	15.00 on each proxy of voting
Powers of attorney	5.00 on each power of attorney; except for acts connected with claims due to/from the government
Leases and other hiring agreements	3.00 for the first 2,000 + 1.00 for every 1,000 thereafter
Mortgages, pledges, and deeds of trust	20.00 for the first 5,000 + 10.00 on every 5,000 thereafter

Certificate of profits or interest in property or accumulations	1.00 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	3.00 on each instrument
Debt Instruments	1.50 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	0.60 on each 200 of the face value
Acceptance of bills of exchange and others	0.60 on each 200 of the face value
Foreign bills of exchange and letters of credit	0.60 on each 200 of the face value
Policies of annuities or other instruments	1.00 on each 200 of premium or installment payment
Pre-need plans	0.40 on each 200 of the premium or contribution collected
Certificates	30.00 per certificate
Warehouse receipts	30.00 per warehouse receipt (valued at 200 or more)
Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games	0.20 on every 1.00 cost of the ticket
Bills of lading or receipts	Exempt if bill/receipts not exceeding 100; 2.00 for bill/receipts not exceeding 1,000; or 20.00 for bill/receipts exceeding 1,000
Proxies	30.00 on each proxy of voting
Powers of attorney	10.00 on each power of attorney; except acts connected with claims due to/from the government
Leases and other hiring agreements	6.00 for the first 2,000 + 2.00 for every 1,000 thereafter
Mortgages, pledges, and deeds of trust	40.00 for the first 5,000 + 20.00 on every 5,000 thereafter

Sec. 183 保険、その他の金融商品には以下の DST が適用

Does not exceed P100,000	Exempt
Exceeds 100,000 but does not exceed 300,000	P10.00
Exceeds 300,000 but does not exceed 500,000	25.00
Exceeds 500,000 but does not exceed 750,000	50.00
Exceeds 750,000 but does not exceed 1,000,000	75.00
Exceeds 1,000,000	100.00

生命保険の DST は以下のように上昇

Does not exceed P100,000	Exempt
Exceeds 100,000 but does not exceed 300,000	P20.00
Exceeds 300,000 but does not exceed 500,000	50.00
Exceeds 500,000 but does not exceed 750,000	100.00
Exceeds 750,000 but does not exceed 1,000,000	150.00
Exceeds 1,000,000	200.00

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars

National Internal Revenue Code of 1997

R. A. No. 10963

Sec. 196 DST は、不動産の売却と譲渡で対象となる

DST は、不動産の売却と譲渡、贈与で対象となる。贈与税の対象から免除された移転は DST から免除される

Sec. 197 用船その他には以下の DST が適用

用船その他には以下の DST が適用

Registered tonnage	DST rate
Does not exceed 1,000 tons	P500 + an additional tax of P50 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	1,000 + an additional tax of 100 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 10,000 tons	1,500 + an additional tax of 150 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.

Registered tonnage	DST rate
Does not exceed 1,000 tons	P1,000 + an additional tax of P100 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	2,000 + an additional tax of 200 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 10,000 tons	3,000 + an additional tax of 300 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.

コンプライアンス要件について

会計帳簿の保管

Sec. 232 法律によって内国歳入税の納付が要求される者は、仕訳帳と元帳または同等のものを保管しなければならない

法律で内国歳入税の納付が要求される者は、適切な帳簿記録を保持し、使用するものとする

四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額が P50,000 を超えないものは、簡略化された帳簿記録を保持するものとする

年間売上、収益、受取、または生産額が P3,000,000 を超える帳簿は、CPA によって監査されなければならない

四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額が P150,000 を超える帳簿は、CPA によって監査されなければならない

納税者登録要件

Sec. 236 (A) 納税者登録には、納税者の氏名、様式、居住地、事業その他の情報が必要となる

追加の規定:

BIR 長官は、自営業者及び/または専門家の事業登録及び税務コンプライアンス要件を簡素化する

Sec. 236 (G) VAT 登録が必要な者は次の通り:

- VAT 免除対象外のものを除き、過去 12 ヶ月の総売上高または

付加価値税の登録が必要な者は次の通り

- VAT 免除対象外のものを除き、過去 12 ヶ月の総売上高または受

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	<p>受取が P1,500,000 を超えている</p> <ul style="list-style-type: none"> VAT 免除対象外のものを除き、今後 12 ヶ月間の総売上高または受取が P1,500,000 を超える合理的な理由がある <p>Sec. 236 (H) VAT 免除者が VAT 登録を選択した場合、その後 3 年間は登録を取り消すことが出来ない</p>	<p>取が P3,000,000 を超えている</p> <ul style="list-style-type: none"> VAT 免除対象外のものを除き、今後 12 ヶ月間の総売上高または受取が P3,000,000 を超える合理的な理由がある <p>追加の規定: 所得税率テーブル適用の代わりに総売上高または受取の 8% の税金を支払うことを選択した者は、付加価値税の登録オプションを利用できない</p>
<p>領収書または請求書の発行</p>	<p>Sec. 237 (A) 内国歳入税の対象となるすべての者は、P25 以上の商品の販売及び移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する</p>	<p>内国歳入税の対象となるすべての者は、P100 以上の商品の販売及び移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する</p> <p>追加の規定:</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法律の施行から 5 年以内、かつ必要データを保管し処理するシステムが確立した段階で、物品及びサービスの輸出、電子商取引に関わる納税者、かつ大規模納税者サービスの管轄下にある納税者は、マニュアルによる領収書や、請求書の代わりに電子領収書、請求書を発行することが求められる 電子領収書、請求書の発行が要求されない納税者も、電子領収書、請求書を選択することが出来る デジタル記録は、事業所に 3 年間保管する必要がある
	<p>既存の規定なし</p>	<p>Sec. 237-A. 同法の施行から 5 年以内、かつ必要なデータを保管し処理するシステムが確立した段階で、大規模な納税者サービスの管轄下にある商品やサービスの輸出に従事する納税者は、電子販売システムを使用して BIR にデータを送信することが求められる</p>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		機械、デバイス、記憶装置は納税者の負担とする
		販売データ及び購入データのデータ処理は、共和国法第 10173 号、データプライバシー法、税法に基づく納税者情報の違法な漏洩、及び情報の機密性に関するその他の法律の規定に従うものとする
		サイバー環境、組織、データを保護するための方針、リスク管理アプローチ、行動、訓練、技術は、共和国法第 10175 号、サイバー犯罪防止法に準拠して確立されるものとする
その他の規定		
利息	<p>Sec. 249 未払の税金について年間 20%の利息が課せられる</p> <p>不足金利は、支払期日からその全額を支払うまでの期間で計算され、回収されるものとする</p>	延滞利息の利率は、BSP が定める明示的な規定がない場合、法定金利の 2 倍とする。延滞利息と滞納利息は、いかなる場合にも同時に課されないものとする
ペナルティに関する規定	<p>Sec. 254 脱税の場合、P30,000 以上 P100,000 以下の罰金、2 年以上 4 年以下の懲役</p>	罰金を P500,000 以上 P10,000,000 以下とし、6 年以上 10 年以下の懲役にする
	<p>Sec. 264 以下の場合、P1,000 以上 P50,000 以下の罰金、2 年以上 4 年以下の懲役</p> <ul style="list-style-type: none"> • BIR からの許可を得ない領収書または請求書の印刷 • 請求書または領収書の二重または複数のセットの印刷 • 名前、ビジネススタイル、納税者識別番号、個人または団体の事業所の住所が記載されていない、または番号の振られていない領収書または請求書の印刷 	<p>罰金を P500,000 以上 P10,000,000 以下とし、6 年以上 10 年以下の懲役にする</p> <p>不正な領収書の印刷も犯罪リストに含める</p>
	<p>Cash Register Machine (CRM) マシン/ Point of Sales System (POS) マシンに入力されたデータを BIR の電子営業報告システムに送信できなかった場合、既存のペナルティ規定はなし</p>	<p>Sec. 264-A 不可抗力、または納税者のコントロール外の原因である場合を除き、日毎の違反に対して、現在の課税年度に先立つ 2 年の監査済み財務諸表に反映された年間純利益の 1%の 1/10 の違約金、もしくは P10,000 のいずれか高い金額が課せられる</p>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

<p>売上隠蔽装置の購入、使用、所有、販売またはオファー（割賦、譲渡、更新、アップグレード）に関する既存の罰則規定は存在しない</p>	<p>違反日数の合計が一課税年度内に 180 日を超える場合、納税者の永久閉鎖（Permanent Closure）の追加ペナルティが科せられる</p> <p>Sec. 264-B 罰金を P500,000 以上 P10,000,000 以下とし、2 年以上 4 年以下の懲役にする</p> <p>P50,000,000 を超える電子売上記録の累積的隠蔽は、経済的妨害とみなされ、最大処罰で罰せられるものとする</p>
<p>燃料マーキングに関する既存の罰則規定はない</p>	<p>Sec. 265-A 国内使用または商品用に保有されているマーキングがされていない燃料の販売、貿易、輸送に従事していることが判明した者、及び公認燃料標示代理人を標識燃料から除去する者、国内市場への販売を目的とした燃料の希釈、またはその事実を知りながら、混用または希釈の結果として得られた燃料の所有、保管、譲渡を行う者は、次のように処罰されるものとする。</p> <p>1st offense: a fine of P2,500,000 2nd offense: a fine of P5,000,000 3rd offense: a fine of P10,000,000 and revocation of license to engage in any trade or business</p> <p>以下のいずれかの行為を行う者は、有罪判決を受けて P1,000,000 以上 P5,000,000 以下の罰金に処せられ、4 年以上 8 年以下の懲役に処する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 明示的な権限を持たない燃料マーカ-の作成、輸入、販売、使用または所有 2. 偽造燃料マーカ-の作成、輸入、販売、使用または所有 3. 他の人物または企業に上記の 2 つの行為のいずれかをさせる 4. 輸送中、製造または調達された制御された前駆物質及び必須化学物質の希釈、混合、または濃縮された形態の販売、流通、供給または輸送を引き起こす <p>公然にせよ、非公然にせよ、量に関係なく、マーキングのない燃料、偽造添加剤もしくは化学物質を、人、家、効果、在庫に、もしくは法律の違反行為を暗示し、差し押さえ、または帰属させる目的で無実の個人のすぐ近くに直接的または間接的に意図的に挿入、配置、追加、または添付する者は、有罪判決を受けて P5,000,000 以上 P10,000,000</p>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 269 政府の執行オフィサーによる違反	<p>以下の罰金を科され、また 4 年以上 8 年以下の懲役を科される。</p> <p>燃料検査の実施を認可された者で、故意または重大な過失により誤った燃料検査結果を発行する者は、1 年 1 日から 2 年 6 ヶ月の懲役刑が科せられる</p> <p>職務を遂行するための専門家免許の取消しと、燃料検査施設の閉鎖の追加罰則が、裁判の場で課されることがある</p>
Earmarking of incremental revenues	Sec. 288 増分税収の処分	<p>TRAIN による増分税収は施行から 5 年間で、以下に充当される</p> <ul style="list-style-type: none"> • インフラストラクチャ・プロジェクト（例えば、大量輸送や新道路網、軍事インフラ、公立学校のスポーツ施設、飲料水供給など）には 70% • 30%以上 <ul style="list-style-type: none"> ○ サトウキビ産業を支援するプログラム ○ 社会的緩和策と教育、保健、社会保障、その他の住宅への投資 ○ 社会福祉、及び福利厚生プログラム • たばこ税の増収分は共和国法第 7171 号 Sec. 3、共和国法第 8240 号 Sec. 8 に利用される [大統領による拒否権行使]
Repealing Clauses		特定の法律の規定が廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第 10963 号、1997 内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

本資料に関するお問い合わせ先 (PwC フィリピン日系企業部)

東城 健太郎 (ディレクター)

+63 (2) 459 2065 (直通)

kentaro.tojo@ph.pwc.com

林田 俊哉 (マネージャー)

+63 (2) 459 3186 (直通)

Toshiya.hayashida@ph.pwc.com

www.pwc.com/ph